

とちぎわんぱく公園友の会規約

(名称)

第1条 この会は、とちぎわんぱく公園友の会（以下「友の会」という）と称し、とちぎわんぱく公園の管理運営業務にボランティアとして協力するものをもって構成する。

(所在地)

第2条 この会は次の所在地に置く。
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2273

(目的)

第3条 友の会は、ボランティアとして活動し会員相互の親睦を図りながら、とちぎわんぱく公園の花壇修景等の管理業務等事業に協力し「喜ばれ、愛され、親しまれる」公園づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 友の会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 園内花壇の修景
- (2) 植物、園芸、都市緑化の知識・技術向上のための視察・研修等
- (3) その他とちぎわんぱく公園が必要とする事業への協力

(会員)

第5条 本会は、その目的に賛同する個人で活動に参加するものを会員とする。

(役員)

第6条 友の会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長1名、幹事3名以内、監事2名以内
- 2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。但し、欠員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長その他の役員は、総会において選任する。
- 4 会長は、本会を代表し、会長が事故ある時は副会長が代理する。

(総会)

第7条 総会は全会員を持って構成し、年1回開催する。

1 総会は、次の事項を議決又は承認し、出席会員の過半数を持って決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の報告
- (3) その他友の会の運営に関する重要事項

2 総会は、会長が招集し会議を主宰する。

(事務局)

第8条 友の会の事務局は、とちぎわんぱく公園管理事務所内に置き、担当総合職が事務処理等を行う。

(会計)

第9条 友の会の運営は、交付金他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第10条 会費は徴収しない。臨時的に必要な場合はその分を徴収する。

2 会員は特典を受けることができる。特典は会長が決定する。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は令和4年4月7日とする。

(附則)

(1) この規約は、令和4年4月7日から施行する。